

(その1)

収支報告書

令和3年分
開催分

(ふりがな) ほうこうかい

1 政治団体の名称 芳香会

2 主たる事務所の所在地 神戸市須磨区大池町2-3-7
オルタンシア大池1階5号

3 代表者の氏名 橋本 一豊

4 会計責任者の氏名 高谷 理恵

事務担当者の氏名

守内 一誠

(電話) 078-739-0904

(電話)

(電話)

政治団体の区分	
<input type="checkbox"/> 政党	<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体
<input type="checkbox"/> 政党の支部	<input checked="" type="checkbox"/> その他の政治団体
<input type="checkbox"/> 政治資金団体	<input type="checkbox"/> その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
<input type="checkbox"/> 2以上の都道府県の区域等	<input checked="" type="checkbox"/> 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無
<input type="checkbox"/> 有
<input checked="" type="checkbox"/> 無
公職の種類 (現職・候補者の別)
資金管理団体の届出をした者の氏名

国会議員関係政治団体の区分	
<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体	
<input checked="" type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体	
公職の候補者の氏名	関 芳弘
公職の種類 (現職・候補者の別)	衆議院議員 (現職)
公職の候補者の氏名(2人目)	
公職の種類 (現職・候補者の別)	
公職の候補者の氏名(3人目)	
公職の種類 (現職・候補者の別)	



資金管理団体の指定の期間
から まで
(※複数の期間がある場合2つめ以降の期間)

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
から まで
(※複数の期間がある場合2つめ以降の期間)

県内
その他
1293

(その2)

収 支 の 状 況

1 収支の総括表

収 入 総 額	29,609,232
(前年からの繰越額)	26,420,112
(本年の収入額)	3,189,120
支 出 総 額	0
翌年への繰越額	29,609,232

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金 額	
員 数 (党費又は会費を納入した人の数)	

(2) 寄 附		
ア 寄附(イを除く。)の区分	金 額	備 考
(ア) 個人からの寄附	3,189,120	
(うち特定寄附)		
(イ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ウ) 政治団体からの寄附	0	
小計 (ア) + (イ) + (ウ)	3,189,120	
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)	0	
イ 政党匿名寄附	0	
合計 (ア + イ)	3,189,120	

(その7)

(7) 寄附の内訳				寄附者の区分		
行番号	寄附者の氏名 (団体にあっては、その名称)	金額	年月日	住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	1. 個人 職業(団体にあっては、代表者の氏名)	備考
1	糸井英夫	50,000	R3/2/26	兵庫県神戸市垂水区桃山台5-7-3	会社会長	
2	糸井英夫	10,000	R3/4/6	兵庫県神戸市垂水区桃山台5-7-3	会社会長	
3	(小計)	60,000				
4	増田泰子	50,000	R3/1/6	兵庫県神戸市垂水区旭が丘1-2-23	会社役員	
5	浅野恒平	50,000	R3/2/15	大阪府豊中市寺内1-4-28-405	会社員	
6	加藤智久	50,000	R3/2/15	大阪府大阪市西区土佐堀2-3-13-3102	会社員	
7	津久居典彦	50,000	R3/3/20	東京都杉並区高円寺北2-6-1	会社社長	
8	浅野薫	50,000	R3/3/22	兵庫県神戸市西区中野1-17-19	会社社長	
9	鷺尾太一	100,000	R3/3/26	兵庫県神戸市須磨区白川字堂ノ東499	会社社長	
10	島本雄一郎	160,000	R3/4/9	和歌山県和歌山市上町99	会社社長	
11	櫛田辰夫	50,000	R3/4/30	兵庫県宝塚市山本台1-14-27	会社役員	
12	井茂圭洞	100,000	R3/5/1	兵庫県神戸市北区桂木2-3-17	団体代表	
13	黒田賢一	50,000	R3/5/6	兵庫県姫路市白浜町字佐崎中1-173	団体代表	
14	秋山利之	50,000	R3/5/7	兵庫県姫路市四郷町明田44-1	会社会長	
15	東川聡	50,000	R3/5/10	兵庫県神戸市兵庫区新開地6-2-26-1103	会社員	
	この頁の小計	870,000				

(その7)

(7) 寄附の内訳				寄附者の区分		
行番号	寄附者の氏名 (団体にあつては、その名称)	金額	年月日	住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	1. 個人 職業(団体にあつては、代表者の氏名)	備考
16	瀧川博司	50,000	R3/5/10	兵庫県神戸市須磨区松風町7-1-14	会社役員	
17	林芳次	50,000	R3/5/12	大阪府大阪市淀川区西中島2-7-10-501	会社役員	
18	角南忠昭	50,000	R3/5/12	兵庫県神戸市須磨区関守町3-4-10	会社社長	
19	嶋田和子	50,000	R3/5/14	東京都西東京市向台町1-4-14保田様方	団体代表	
20	横山煌平	100,000	R3/5/28	兵庫県神戸市垂水区西舞子8-5-23	団体代表	
21	山崎隆弘	50,000	R3/6/8	兵庫県神戸市垂水区舞多聞西1-7-13	会社社長	
22	伊藤一翔	50,000	R3/6/9	兵庫県神戸市西区春日台6-22-1	団体代表	
23	岩永栖邨	50,000	R3/6/9	兵庫県姫路市香寺町田野43-12	団体代表	
24	岩尾佳明	50,000	R3/6/10	兵庫県西宮市甲陽園東山町4-1	会社役員	
25	山根勇	50,000	R3/6/15	兵庫県西宮市豊楽町5-13	団体代表	
26	深瀬裕之	50,000	R3/6/18	兵庫県加古郡播磨町東野添2-10-14	団体代表	
27	明石聰濤	50,000	R3/6/24	兵庫県加古川市新神野3-23-18	団体代表	
28	隅田等	50,000	R3/6/25	兵庫県神戸市兵庫区御崎町2-14-3	会社会長	
29	大野和夫	50,000	R3/7/9	兵庫県神戸市垂水区霞ヶ丘7-1-58	会社会長	
30	加古公一	200,000	R3/7/21	兵庫県神戸市須磨区松風町3-3-1-1106	会社会長	
	この頁の小計	950,000				

(その7)

(7) 寄附の内訳				寄附者の区分		
行番号	寄附者の氏名 (団体にあつては、その名称)	金額	年月日	住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	1. 個人 職業(団体にあつては、代表者の氏名)	備考
31	進藤彦助	50,000	R3/7/26	兵庫県神戸市須磨区大手町7-1-1	団体理事長	
32	藤田元久	50,000	R3/8/2	兵庫県神戸市北区鳴子2-19-4	会社社長	
33	佐井麗雪	50,000	R3/8/2	兵庫県神戸市東灘区渦森台3-9-10	団体代表	
34	木村康次郎	49,560	R3/8/5	兵庫県神戸市垂水区霞ヶ丘5-11-30	会社会長	
35	尾尻文俊	50,000	R3/8/17	兵庫県神戸市西区糶台5-5-1-1809	会社会長	
36	武貞知範	120,000	R3/8/23	兵庫県神戸市須磨区前池町2-8-6	会社社長	
37	長谷川源幸	50,000	R3/8/30	兵庫県神戸市中央区雲井通1-6-605	会社社長	
38	島田博夫	49,560	R3/9/9	神奈川県横浜市港北区日吉本町1-9-11	会社会長	
39	宮岡督修	100,000	R3/10/13	兵庫県神戸市垂水区神陵台8-14-25	会社社長	
40	橋本一豊	500,000	R3/10/17	兵庫県神戸市垂水区高丸5-2-25	会社会長	
41	三宅トク	50,000	R3/10/18	兵庫県神戸市須磨区若木町3-5-12	会社会長	
42	尾川議顕	50,000	R3/10/18	兵庫県神戸市中央区山本通1-7-21	会社社長	
43	尾川友樹雄	50,000	R3/10/18	兵庫県神戸市中央区加納町2-4-10	会社役員	
44	善國高豊	50,000	R3/11/1	兵庫県神戸市垂水区本多聞6-21-6	税理士	
45	芦田要	50,000	R3/11/1	兵庫県明石市藤江326-1アルス西明石コースト105	会社員	
この頁の小計		1,319,120				

(その7)

(7) 寄附の内訳				寄附者の区分		1. 個人	
行番号	寄附者の氏名 (団体にあつては、その名称)	金 額	年 月 日	住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあつては、代表者の氏名)	備 考	
46	桐月忍一郎	50,000	R3/11/30	兵庫県神戸市須磨区桜木町2-2-12-104	会社社長		
	この頁の小計	50,000					
	その他の寄附						
	合 計	3,189,120					

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

項 目	金 額	備 考	
		本部又は支部に対して 供与した交付金に係る支出	
1 経 常 経 費			
(1) 人 件 費			
(2) 光 熱 水 費			
(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費			
(4) 事 務 所 費			
小 計	0	0	
2 政 治 活 動 費			
(1) 組 織 活 動 費	0		
(2) 選 挙 関 係 費	0		
(3) 機 関 紙 誌 の 発 行 そ の 他 の 事 業 費	0	0	
ア 機 関 紙 誌 の 発 行 事 業 費	0		
イ 宣 伝 事 業 費	0		
ウ 政 治 資 金 パーティー開催事業費	0		
エ そ の 他 の 事 業 費	0		
(4) 調 査 研 究 費	0		
(5) 寄 附 ・ 交 付 金	0		
(6) そ の 他 の 経 費	0		
小 計	0	0	
合 計	0		

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備 考
ア 土 地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建 物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。) 又は貯金(普通貯金を除く。)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金 銭 信 託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有 価 証 券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出 資 に よ る 権 利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

○ 宣 誓 書 ○

添付書類（別添のとおり）

- 1 領収書等の写し
- 2 監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）
- 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和4年 4月 22日

政治団体の名称

芳香会

会計責任者の氏名

高谷

理恵



代表者の氏名

（代表者については解散時のみ記入すること）

政治資金監査報告書

令和4年4月21日

『芳香会』

代表 橋本 一豊 殿

登録政治資金監査人

長谷川 隆史

登録番号 第30号

研修修了年月日 平成20年12月25日

1. 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法(以下「法」という。)第19条の13第1項の規定に基づき『芳香会』の令和3年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書(支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。)について、支出に関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」(以下「政治資金監査マニュアル」という。)に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
- (4) この政治資金監査は、『芳香会』の主たる事務所において行った。

2. 監査の結果

私を実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿が保存されていた。
- なお、政治資金監査の対象期間において、『芳香会』に係る支出はなく、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書は存在しなかった。
- (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。
- (3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿に基づいて、支出が計上されていない状況が表示されていた。
- (4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は存在しなかった。

3. 業務制限

『芳香会』と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

以上